

名古屋市八事療養所年報 昭和六年

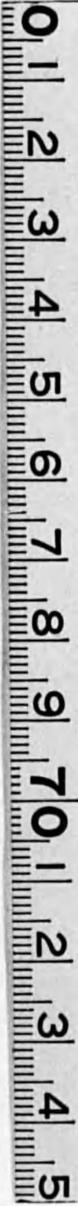
14.6.11

268

14. 6. 11 - 268



1200501225269



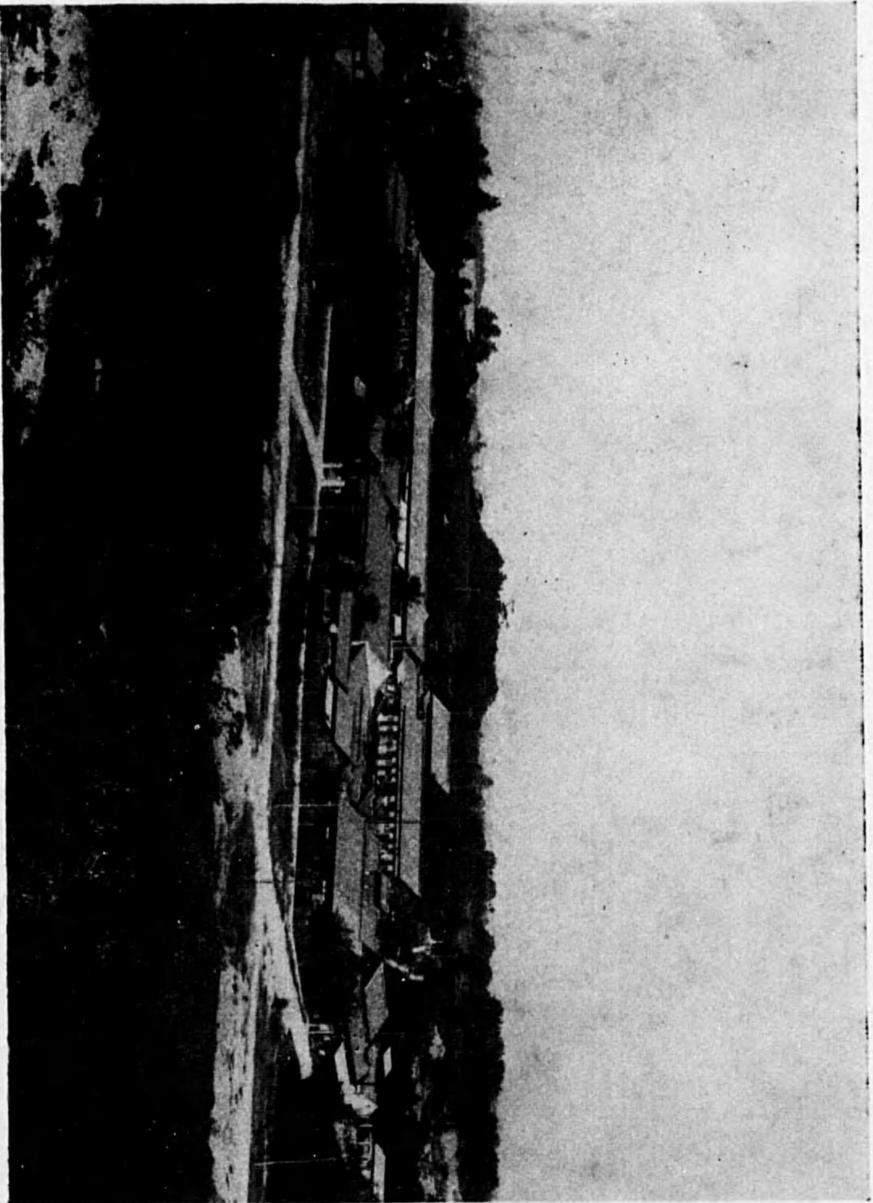
始



昭和六年名古屋市八事療養所年報

第六

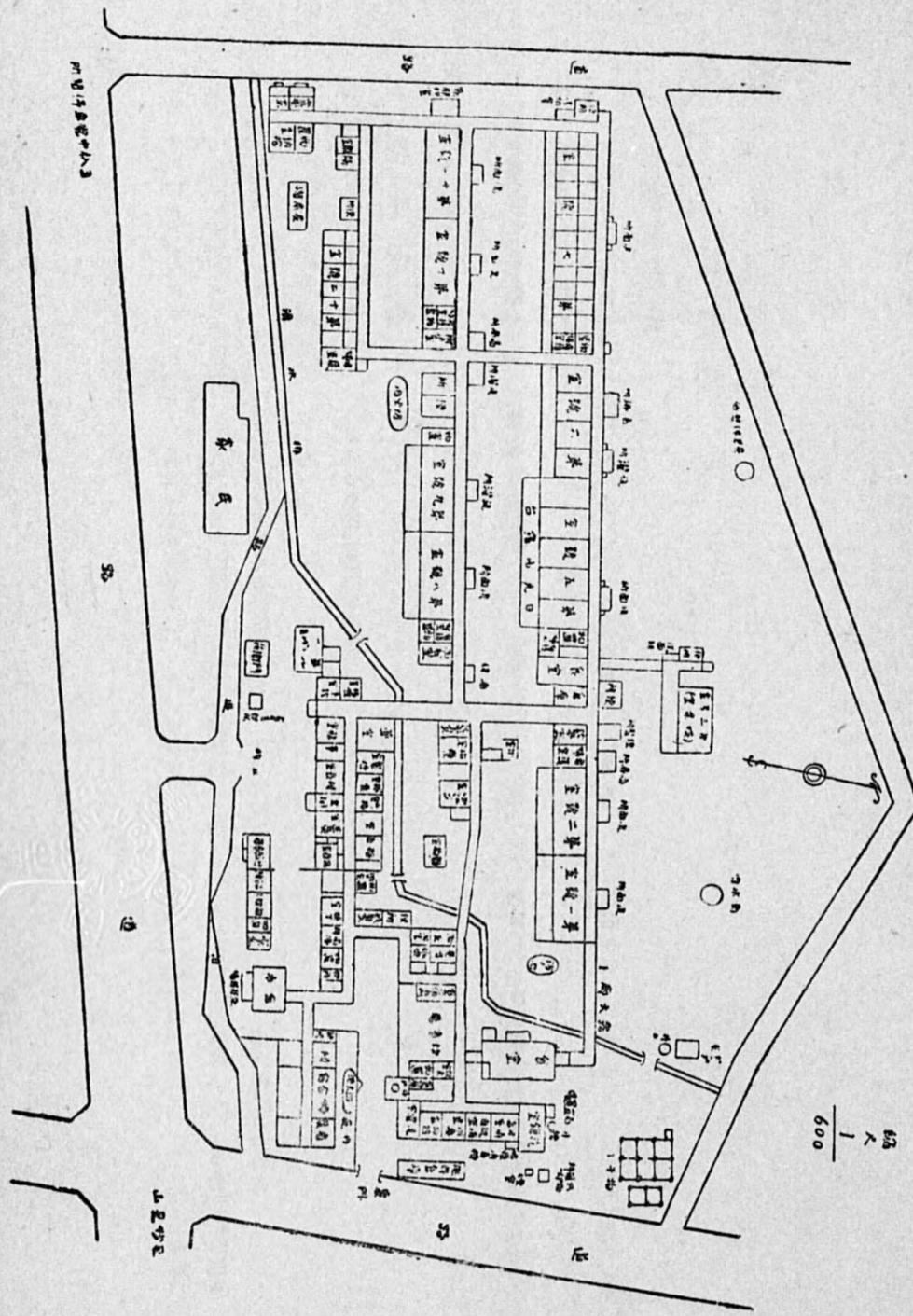
昭和七年四月印刷



景

全

圖 區 配 所 裝 換 奪 八 市 屋 古 名



每  
人  
1  
600

所 帶 河 渠 經 中 山 上

50

10

山 屋 宅 已

14.6.268

目次

第一 緒言

第二 施設概要

一 沿革及設備

(一) 法律ノ公布

(二) 設置命令

(三) 位置ノ撰定

(四) 建築

(五) 建築

二 事務處辨ノ概況

(一) 職員

(二) 患者取扱大要

(三) 經費

(四) 食餌

第三 事業成績

一 早期診斷

(一) 月別早期診斷者調

(二) 早期受診者診斷表區分表

二 患者收容成績

(一) 各月患者動態表

(二) 患者收容年次別及轉歸別表

(三) 年次別年齡別患者表

(四) 入所患者期別表

(五) 退所時病狀及在所期間表

(六) 死亡者年齡別表

(七) 年別月別死亡表

(八) 患者住居區別表

(九) 患者原籍地別表

(十) 教育程度別患者表

(十一) 職業別年齡別表

(十二) 使用料別表

(十三) 年別一人平均在所日數表

(十四) 家庭消毒

第四 患者慰安及娛樂其ノ他



# 名古屋市八事療養所年報

第六

昭和六年

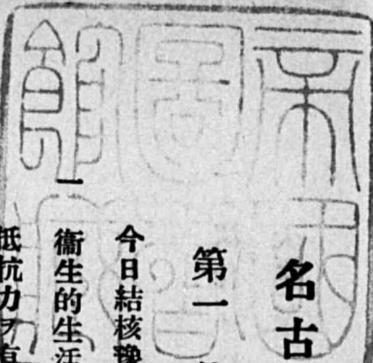
## 第一緒言

今日結核豫防撲滅ノ大體方針ハ

衛生的生活ニヨリ各人が健康ヲ保持シ假令結核菌ノ傳染ヲ受クルモ之ニ打ち勝ち發病ニ至ラシメザル抵抗力ヲ有セシムルコト

二 結核菌ヲ排泄スル患者ヲ一定ノ場所ニ隔離收容シテ病毒ノ傳播ヲ防グコト  
ニアルノデアリマス

我が名古屋市八事療養所ハ主トシテ第二ノ目的ヲ遂行スベク大正八年結核豫防法令ニヨリテ定メラレタル範圍即チ病毒傳播ノ危険アル肺結核及喉頭結核患者ヲ收容治療スル爲ニ設立セラレタルモノデアリマス、之ニヨリテ我が療養所ハ(一)名古屋市内ニ於ケル結核菌ノ散蔓ヲ防ギテ他ノ健康ナル市民ノ安寧ヲ保持シ(二)結核患者ヲ治療シテ病毒蔓延ノ根源ヲ絶チ兼テ患者ニハ起死回生ノ喜ヲ得セシムルノデアリマスガ現在ノ如キ小サイ設備デハコノ機能ヲ充分ニ發揮セシムル能ハザル憾アルヲ以テ(三)療養所ヲ一ツノ結核患者教育機關ト見テ入所患者及出入ノ人々ニ努メテ療養、豫防、消毒等ノ注意ヲ會得セシメ社會的ニ汎ク之ヲ勵行セシメ又早期診斷ヲ勵行シテ發病ヲ豫防シ或ハ早期治療ヲ警告シ以テ結核



ノ蔓延ヲ防ガントスルノデアリマス

本所ノ治療方針、扱可憐ナル患者ニ取リテハ社會ノ結核豫防ヨリモ自己ノ療病ガ第一ノ目的デアリマスカラ入所セル患者ニハ極力之ガ治療ニ努メ一日モ早ク其ノ活動力ヲ恢復シ天與ノ幸福ヲ享受セシメタイノデアリマス、其レガ爲ニハ衛生的榮養療法ヲ主トシ之ニ藥物療法理學的療法外科的療法等在ユル結核ノ治療法ヲ適應ニ從ヒ實行シテ居リマス、結核ノ治療ニハ精神の響影ノ大ナルコトハ何人モ認ムル所デアリマス故ニ入所患者ニハ先ヅ精神的不安ヲ除キ安心シテ療養ヲ得セシムルコトヲ第一トシ加之時々精神講話ヲ行ヒ又圖書慰安娛樂等ニヨリテ精神ノ平靜保持ニ努メテ居リマスサレド全治迄ニハ症狀ノ輕快増悪等ガアリ迂餘曲折ヲ經ネバナラヌノデアリマスカラ患者ハ疾病ノ性質ヲ自覺シ自重忍耐克己ノ精神ヲ以テ之ニ當ラネバナリマセン、療病終極ノ成果ヲ收ムルニハ治療者被治療者ノ共同一心ノ努力ヲ要スルノデアリマス

## 第二施設概要

### 一、沿革及設備

#### 一 法律ノ公布

大正三年三月法律第十六號ヲ以テ肺結核療養所ノ設置及國庫補助ニ關スル件公布セララル

大正八年三月法律第二十六號ヲ以テ其ノ範圍ヲ擴張セラレタル結核豫防法ヲ公布セララル其ノ主要ナル項目ハ概ネ左ノ如シ

- 1 本法ニ於テ結核ト稱スルハ肺結核又ハ喉頭結核ニシテ病毒傳播ノ危險アルモノヲ謂フコト
- 2 主務大臣ハ結核患者ニシテ療養ノ途ナキモノヲ收容セシムル爲人口五萬以上ノ市又ハ特ニ必要ト認ムル其ノ他ノ公共團體ニ對シ結核療養所ノ設置ヲ命ジ得ルコト
- 3 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニヨリ結核療養所ニ對シ市ノ支出スル經費ノ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助スルコト

#### 二 設置命令

大正六年四月十六日附內務大臣ヨリ本市ニ對シ大正七年三月三十一日迄ニ肺結核療養所ノ設置ヲ命ゼラル

#### 三 位置ノ撰定

大正六年四月十八日療養所設置ニ關シ內務大臣ノ命令書ヲ交附セラレ大正六年八月三日療養所設置ノ件市會ノ決議ヲ經テ直チニ敷地ノ撰定ニ着手シ元愛知郡御器所村大字廣路字北山面積四千八百四十坪ノ山林地ヲ適當ト認メ之ガ水質地質氣候等ヲ精査シ衛生上及建築上支障ナキヲ確メ同地ヲ敷地ト定メ買収ニ着手シ大正九年二月之ヲ了セリ

大正十年四月名古屋市中區廣路町字北山ト改稱ス

四 建築

大正九年六月土工ヲ起シ同年十二月建築ニ着手シ大正十一年五月十五日第一期同年六月三十日第二期工事ヲ落成シ超エテ大正十三年第三期昭和二年第四期工事ヲ竣成ス  
 建物ハ當市郊外景勝地トシテ推賞セラルル八事妙見山ノ裾ニ位シ北ニ山ヲ負ヒテ南面シ閑靜ニシテ高燥大氣清澄風光明媚眞ニ療養ノ好適地デアリマス。ソシテ採光換氣ニハ殊ニ注意セラレテアリマシテ結核治療ノ第一要件デアル醫學的療法ヲ自然ニ行ヒ得ルヤウ設備セラレテ居リマス  
 現在ノ建物ハ左ノ通りデアリマス

名稱	構造	棟數	坪數	名稱	構造	棟數	坪數
管理室	木造平家瓦葺	一	一九七五	洗濯裁縫消毒所	木造平家瓦葺	一	三四五〇
消防器具置場	同	一	一五〇〇	汽罐室及附屬室	鐵筋コンクリ	一	一五〇〇
及雜役人夫室	同	一	二二五〇	水貯藏庫	同	一	三〇〇〇
小使室及湯沸所	同	一	六五〇	渡り廊下	木造亞鉛引	六	一〇五〇
門衛所	同	一	九二五	看護婦合宿所	鐵板葺	一	一〇五〇
管理室合宿所	同	三	四二二	第一重症病舍	木造平家瓦葺	一	一一五〇
外來者便所	同	一	四二二	第二重症病舍	同	一	一一五〇
給水ポンプ室	同	一	八四〇〇				八七〇〇
賄所浴室	同	一					〇〇

倉庫	第一輕症病舍	第二輕症病舍	第三輕症病舍	危重病舍	隔離舍	危重及輕症病舍	便所	病室湯沸所	治療室	滅菌室	エックス光線室	患者食堂
木造平家瓦葺	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二	一	一	一	一	一	二	二	一	一	一	一	一
一五〇〇	一一二〇	三〇一四六	四一〇〇	四八〇〇	一一五〇	九五〇	六〇〇	三三二五	三七五	一四五〇	二九〇八	
重症病室附屬	便所及廊下	理髮所	家族控室	自動車庫	燃料庫	食料品庫	動物舍	靈安室	雨天物干場	井戸屋形	計	
木造平家瓦葺	同	同	同	同	同	同	同	同	木造亞鉛葺	木造平家瓦葺		
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四六	
一七六七	三〇〇	三七五	七一七	九〇〇	二六七	六〇〇	一一一三	九〇〇	三〇〇	三〇〇	一三八九四二	

五 建築費

現在建物ノ建築費ハ左ノ通りデアリマス

土地買收費	建築費	雜工事費	事務費及雜費	初度調辨費	計
1,500,000	11,100,000	2,100,000	1,100,000	2,000,000	17,800,000

二、事務處辨ノ概況

(一) 職員

所長	一	醫員	四	書記	二	技手(兼勤共)	二
調劑員	二	運轉士(兼任) 運轉手兼履	一	看護婦長	一	看護婦	一七
見習看護婦	三	小使	二	給仕	一	炊夫	五
雜役人	五	消毒物取扱 及其他人夫	二	洗濯人	三	患者附添人	二
計	五四						

(二) 患者取扱ヒ大要

- 1 患者収容力 一九〇名
- 2 収容期間 三ヶ月ヲ以テ一期トテ病症ニ應ジ尙永ク入所セシムルコトヲ得
- 3 使用料
 

無料	有料
本市住民ニシテ ニ限リ徴收セズ	特別病室 本市非住民 二、五〇〇〇 (食費ヲ含ム)
	普通病室 本市住民 一、五〇〇〇 同
	食費 本市非住民 二、〇〇〇〇 同
	一日ニ付 四、三〇〇 同

4 入所手續ハ左記手引ノ通りデアリマス

名古屋市八事療養所入所手引 (特別印刷物トシテ發行)

以下述べマス事項ハ入所手續上必要ナ事デアリマスカラ良ク御了解ヲ願ヒマス

一、入所ノ條件 名古屋市住民ニシテ病名ガ肺結核又ハ喉頭結核ノ方ハ當所ニ入所療養スルコトガ出來マス

二、入所ノ手續 入所ノ手續ニ就テハ受持方面委員ノ方ニ御相談ニナリマスレバ取扱ツテ下サイマス  
但シ最初カラ使用料ヲ納メテ入所セントスル方ハ市役所保健部防疫課又ハ當所へ直接申込ニナレバ御相談申シ上ゲマス

三、入所ニ要スル書類及入所順序

- 1 入所願書兼誓約書 (病名ハ肺結核又ハ喉頭結核ト明記ノコト)
- 2 醫師ノ診断書 (寄留者ニ限ル)
- 3 戸籍抄本 (但シ速カニ寄留手續ヲ了シ其ノ抄本ヲ添附スルヲ要ス)
- 4 寄留抄本 (從來當市ニ居住スルモ寄留手續未済ノ場合ハ警察官署、町總代又
- 5 在住證明書

ハ方面委員ノ與書證明アル本書ヲ要ス)

八

6 身元證明書

(方面委員ノ作製シタルモノ)

7 居宅道案内略圖

(居宅附近ノ停留所又ハ代表的地物ヲ基點トシテ記載シタルモノ)

方面委員ノ方ハ前項書類ヲ取揃ヘテ市役所保健部防疫課ヘ御廻シ下サイ而シテ當所ヘ該書類ガ廻附サレマスレバ順次御入所ノ通知ヲ發シマシテ當日當所備ヘ付ケノ専用自動車デ御迎ヒニ上リマスカラ可成自動車ガ參リマシタラ待時間ノナイ様ニ御準備置キヲ願ヒマス

四、入所料 (使用料又ハ食費)

- 1 無料 (本市住民ニシテ療養費及食費ヲ納付スル資力ナシト認ムル者ハ普通病室ニ限り無料)
- 2 食費 一日ニ付 金四拾參錢
- 3 普通病室 一日ニ付 金壹圓五拾錢 (食費藥價ヲ含ム)
- 4 特別病室 一日ニ付 金貳圓五拾錢 (同)

五、患者身元引受人ハ可成患者ノ近親者(親子、兄弟、姉妹、伯父母、叔父母、夫妻等)ニシテ同一家内又ハ當市内若クハ當市附近ニ一定ノ住所ヲ有シ患者ノ身上ニ關シ一切ノ責任ヲ負ヒ之レヲ處理スル能力アルモノタルヲ要シマス

六、患者附添人 自用ノ叶ハザル患者又ハ治療上必要ナル場合ニハ普通ハ自費ノ附添人ヲ要シマス

七、入所時ノ心得 入所中ノ必要品トシテハ蒲團(都合ニ依リテハ御貸シマス)寢卷ニ肌着二、箸、箸箱

茶碗、湯呑、土瓶、牛乳沸シ、洗面器、手拭、石鹼、齒磨用具、上草履、其ノ他日用品デアリマスガ若シ御持合セガ有レバ安樂椅子ナド御携帶ニナレバ便利デアリマス、平常餘リ必要デナイモノハ勿論時計、指輪、其ノ他貴重品ハ可成所持セラレナイコト又金錢ハ少額ノ小使錢位ニ止メラルル方ガ宜シイ

娛樂用具、圖書ハ携帶隨意ナルモ療養上考慮スベキモノ例之笛、三味線ノ如キモノハ避ケラレタイ又風紀ヲ害シ安寧秩序ヲ紊スガ如キ書畫等ハ之ヲ禁止シテアリマス、入所中寢卷ヤ肌着ノ洗濯ハ當所で行ツテ上ゲマスカラ其ノ心配ハイリマセン

八、家庭ノ消毒 入所後居室ノ消毒ヲ希望セラルル方ハ入所御相談ノ際方面委員ニ申出ニナツテ置カレマスレバ當所ヨリ出張シテ無料デ施行シ蒲團類モ當所ヘ御送りニナレバ無料デ蒸氣消毒ヲ致シマス

九、當所内ニ酒保ノ設ケアリ日用品ヲ販賣シテ居リマス

十、名古屋市民ニアラザル者ノ入所 結核豫防法第七條ニヨリ地方長官ノ入所ヲ命ズルモノ又ハ同法第八條ニヨル公共團體ヨリノ委托患者ノ入所手續ニ就テハ當所又ハ市役所保健部防疫課ヘ御照會下サイ

5 患者ノ待遇、男女及病症ノ輕重ニ從ヒ病室ヲ區別シ總テ當所々屬ノ看護婦ヲシテ看護ニ當ラシメテ居リマス普通ニハ附添人ヲ置カナイコトニシテイルガ孤室ニ在ルモノ又ハ重篤トナレバ之ヲ許

九

シマス入所中ハ寢具ヲ貸與シ藥劑及食餌等ヲ一切支給シマス患者心得ヲ掲グレバ次ノ如クデアリマス

入所患者心得 (入所患者へ配布)

- 一、結核ハ決シテ不治症ニアラズト雖モ日常ノ攝生ニ意ヲ用ヒザレバ治癒ノ時期ヲ失フコトアルベシ
- 二、攝生トハ單ニ起居飲食ノミノ事ニアラズ治病ニハ精神的響影頗ル大ナルヲ以テ徒ラニ不安不平ヲ起ス事ナク堅忍自重病ニ克ツノ心氣ヲ養ヒ且ツ日常萬般ニ亘リテ衛生ニ悖ラザル様注意スルニアリ
- 三、療養中病勢ノ小波瀾ハ免レザル所ナリ故ニ些々タル増悪ニ失望セズ輕快ニ油斷セズ堅實ニ根治ヲ期セラルベシ
- 四、療養所ハ多數患者ノ利用スベキ所ナレバ利己心ニ驅ラレ他人ニ迷惑ヲ及ボスガ如キ行爲ヲ慎ミ相互禮讓ヲ守リ和氣霽々相慰メ相扶ケ俱ニ伴ニ樂シク療養シ得ル樂園タラシムル事ヲ心掛ケラルベシ
- 五、療養及療養所生活ノ心得 一、ニニシテ足ラズト雖モ其ノ大要ヲ列舉シ日常ノ軌範タラシメントス各位幸ニ能ク之レヲ理解シ所務ノ圓滿ヲ期セラレンコトヲ望ム
  - (一) 療養上ニ就テハ醫員事務員及看護婦ノ指示ニ從ハルベキコト
  - (二) 日常ノ起居及食事ハ當所所定ノ時刻ニ於テセラルベキコト
  - (三) 藥劑其ノ他飲食物ハ總テ當所ニテ給與スルモノノ外醫員ノ許可ヲ得ルニアラサレハ一切飲食セラルベキコト

ラレザルコト

- (四) 硝子戸ハ醫員ノ指示シタル場合ノ外猥リニ開閉セラレザルコト
- (五) 理髮、入浴、冷水浴、冷水摩擦、日光浴、深呼吸、散步、運動等ハ醫員ノ許可ナク行ハザルコト
- (六) 高聲其他喧噪ニ亘ルコトハ他人ノ安靜ヲ害スルノミナラズ自己ノ治療上ニモ不利ナレバ慎シマルベキコト
- (七) 病症ノ程度ニ應ジ適度ノ讀書ハ差支ヘナキモ餘リ熱中シ又ハ音讀スルハ宜シカラズ
- (八) 酒類、喫煙ハ有害無益ナルガ故ニ慎マルベキコト
- (九) 衣服殊ニ肌着ハ常ニ清潔ニ心掛ケラルベキコト
- (十) 自己ノ身邊ハ常ニ整頓ヲ能クシ室内外ハ成可ク汚サザル様殊ニ上履ト下履ヲ混同シ紙屑、果物ノ皮等ヲ所定ノ容器外ニ放棄スルガ如キコトナキコト
- (十一) 喀痰ハ所定ノ痰壺ニ吐キ決シテ他所ニ吐散ラサズ外出時等ニハ紙ニ採リ歸所後所定ノ容器ニ投棄セラルベキコト
- (十二) 看護婦詰所等ニ立入り又ハ猥リニ他病室ニ往來セラレザルコト
- (十三) 診察、檢温、服藥等定メラレタル時刻ニハ病室ニ居ラルベキコト
- (十四) 同室患者ノ容態ニ異狀アルトキハ直チニ看護婦ニ通報セラルベキコト

- (十五) 醫員ノ許可ナクシテ自宅ニ歸リ又ハ外出セラレザルコト
- (十六) 止ムヲ得ズ外出セントスルトキハ看護婦ヲ通ジ醫員ノ外出許可書ヲ受ケ歸所後直チニ返附セラルベキコト
- (十七) 療養所内ト雖モ散歩區域外ニ立入ラザルコト
- (十八) 娛樂室備付ノ娛樂器具、圖書等ハ使用隨意ナルモ永ク獨占シ又ハ所外ニ持出スコトヲ得ズ尙用濟後ハ正シク整頓シ置カルベキコト
- (十九) 風儀ヲ害スルガ如キ圖書ヲ所持シ又ハ鄙猥ノ言行ナキコト
- (二十) 不穩ノ言行ヲナシ又ハ文書ヲ配布シ他人ヲ煽動シ若クハ黨ヲ組ミテ行動スルガ如キ行為ナキコト
- (二十一) 賭事、金錢ノ貸借、飲食品ノ贈答ヲ爲サザルコト
- (二十二) 大切ナ物品ハ成可ク携帶セラレザルコト萬一紛失スル事アルモ當所ハ其ノ責ニ任ゼザルベシ
- (二十三) 建築物及備品ハ叮嚀ニ取扱ハルベキハ勿論庭園ノ樹木花卉及動物ヲ愛護セララルベキコト
- (二十四) 食事ノ前後ニハ必ず手ヲ洗ハルベキコト
- (二十五) 食事ハ醫員ノ許可アル者ノ外所定ノ食堂ニ於テシ勝手ニ自室ニ持歸ル等ノコトナキコト
- (二十六) 食器及牛乳瓶等ヲ直接火ニ掛ケザルコト

(食器ヲ火ニ掛ケ焦付キタルモノハ洗滌容易ナラズ食器ノ不潔トナルハ最大原因ナリ又牛乳瓶火ニ掛クレバ破損シ易ク隨ツテ牛乳ノ單價ヲ昇騰セシムル原因トナリ結局患者各位ノ不利トナルモノナリ故ニ公德心ヲ重ンジ互ニ注意セラレタシ

- (二十七) 食後ノ食器モ亂雜ナラザル様適度ニ整頓シ置カルベキコト
- (二十八) 當所ニ關係アル職員又ハ參觀者慰問者等ニ對シテハ相當ノ禮儀ヲ守ラルベキコト
- (二十九) 看護婦等ニ對シ心付ケ等一切セラレザル事
- (三十) 療養所ニ對シ希望セラルル事項アラバ遠慮ナク申出デラルベシ

火災豫防及天災時ノ心得

一、火氣ハ最大ノ注意ヲ拂ヒ失火ノ絶無ヲ期セザルベカラズ故ニ日常心得ベキ要件ヲ定ムルコト左ノ如シ

- (一) 裸火ノ使用ハ最モ危険ナルヲ以テ之レヲ嚴禁ス
- (二) 提灯ハ危険多キヲ以テ人ナキ室ニ放置スルガ如キハ嚴ニ戒ムベシ
- (三) 火鉢ハ當所備付ノ物以外ヲ使用セザルコト
- (四) 火鉢ニ過大ノ火ヲ盛ラザルコト
- (五) 火鉢ヲ壁ニ接近セシメ又ハ火鉢ノ近邊ニ燃ヘ易キモノ例之紙屑籠雜巾等ヲ置カザルコト

- (六) 火鉢ハ午後八時迄ニ火ノ氣ヲ去リ蓋ヲ覆フコト
- (七) 病症ノ都合ニヨリ徹夜火鉢ヲ使用セントスルトキハ當直看護婦ニ申出デ置キ一層火氣ニ注意スルコト
- (八) 火鉢ニ火ヲ置キ一時立去ル時ハ必ず蓋ヲ覆ヒ置クコト
- (九) 焔爐等ハ所定ノ場所以外ニ於テ使用セザルコト
- (十) 天災地變ノ場合ハ狼狽セズ所員ノ指示ヲ待タルルコト其ノ暇ナキトキハ沈着ニ判断シ善處セラ

【注意】 本心得ニ悖リ到底療養ノ目的ヲ達セズト認ムル者ハ退所セシムルコトアルベシ

(三) 經 濟

1 當所ノ經費ハ八事療養所費トシテ名古屋市ノ一般歳出ヨリ受ケルノデアリマシテ其ノ内設備費ハ二分ノ一、經常費ハ四分ノ一ノ國庫補助ヲ得テ居ルノデアリマシテ之レガ經常費ノ年度別表ヲ掲

年度別經常歳出決算表

年度別	入事療養所費	一、給 料	二、雜 給	三、需用費	四、修繕費
大正十一年度	六九、二一〇・六一〇	一三、〇五六・一八〇	一五、二九二・三三〇	四〇、五一三・九二〇	三四八・四〇
大正十二年度	七三、四〇〇・一四〇	一一、七二二・一九〇	一六、九六〇・九一〇	四三、三九一・五〇〇	三二六・五四〇
大正十三年度	七二、七七六・三九〇	一三、一九一・七六〇	一七、五五七・六六〇	四一、六八九・五四〇	三三七・四三〇
大正十四年度	六九、七三〇・一六〇	一一、〇六一・八〇〇	一七、八四五・四七〇	三九、四七七・六〇〇	三四五・二九〇
大正十五年度	七八、八〇五・七二〇	一三、四四三・一六〇	二一、一二三・九五〇	四四、八九一・七二〇	三四六・八九〇
昭和二年 度	八五、三六五・〇六〇	一四、一七五・〇六〇	二二、四八三・九九〇	四七、三五八・二五〇	三四七・七六〇
昭和三年 度	〇九、〇八三・七二〇	一六、二〇四・四五〇	二五、一一〇・七八〇	六六、四八九・三三〇	一、二七九・一六〇
昭和四年 度	〇三、四五六・三七〇	一五、八八五・七三〇	二三、八五一・四三〇	六三、一五六・二〇〇	五六三・〇一〇
昭和五年 度	九五、四八九・六三〇	一六、三五六・二八〇	二〇、六三二・八六〇	五八、二〇〇・四九〇	三〇〇・〇〇〇
昭和六年 度 (豫算)	九二、七六三・〇〇〇	一七、二〇〇・〇〇〇	一八、五二〇・〇〇〇	五六、八一八・〇〇〇	二二五・〇〇〇

2 患者一人一日ノ經費ヲ示セバ左ノ通りデアリマス  
患者平均一日一人宛經費調査表

年 度	豫 算 高	決 算 高	患者延人員	患者平均一日一人決算高
大正十一年度	九六、六五六・〇〇〇	六九、二二〇・六一〇	一一三、七七一人	二、九一二
大正十二年度	八五、〇九二・〇〇〇	七三、四〇〇・二四〇	三二、五三一	二、三二四
大正十三年度	七五、五二八・〇〇〇	七二、七七六・三九〇	三三、八九三	二、一四七
大正十四年度	七二、五四〇・〇〇〇	六九、七三〇・一六〇	三四、二二九	二、〇三七



第三事業成績  
一、早期診断

日十(日)	日九(土)	日八(金)	日七(木)
汁 噌 味	汁 清	同	同
青 燕 削 白 赤 油	青 醬 龜 卵 油 夏 素	澤 削 白 赤 豆 茄	青 削 白 赤 油 里
瓜 味 味	瓜	味 味	瓜 味 味
漬 菜 魚 噌 噌 揚	漬 油 節 揚 葱 麵	庵 魚 噌 噌 腐 子	漬 魚 噌 噌 揚 芋
三五 一二 〇〇四五五七	三一 三四二 〇八四〇七〇〇	三 一 二 六 五 〇四五五〇〇	三 一 二 八 〇四五五七〇
魚 燒 蒸	豚 鰯 油 醬 冷	身 刺	スイランキチ
朝 バ ケ バ 前 チ	奈 生 ト 甘 砂 醬 味 豚	大 上 ヲ 青 イ	味 胡 味 ソ ケ グ 若
日 セ ヤ ツ	良 漬 マ	根 醬 サ サ	淋 チ リ
漬 リ プ ム 魚	根 姜 ト 薯 糖 油 淋 肉	卸 油 ビ 瓜 キ	漬 ノ イ ヤ ビ 鶏 四 ツ ー 瓜 椒 素 ス プ ス 肉
三 二 一 六 〇 三 〇 〇 〇	二 三 三 二 一 一 〇 五 五 〇 〇 〇 八 五 〇	三 一 四 六 〇 八 三 〇 〇	二 〇 〇 一 三 二 七 五 一 二 〇 〇 〇 〇
煮 葛 瓜 冬	(平金) 燒 鱒 新	物 吸	付 煮 菜 野
奈 葛 砂 醬 龜 油 冬	胡 胡 午 酢 新	味 味 白 ス 松 車 ヲ	澤 龜 醬 砂 里 南
良 漬 大	麻	淋 ノ 醬 キ エ チ	
根 粉 糖 油 節 揚 瓜	油 麻 芽 鱒	瓜 素 油 菜 茸 ビ ヲ	庵 節 油 糖 芋 瓜
二 一 一 一 五 五 〇 〇 五 四 七 〇	四 一 〇 五 二 〇 〇 〇	二 〇 一 一 一 三 五 二 八 〇 五 尾 〇	三 一 一 七 〇 〇 三 八 五 〇 〇
		ケ ー 橋 淋	

日六(水)	日五(火)	日四(月)	日三(日)	日二(土)
同	汁 噌 味	汁 清	同	同
梅 削 白 赤 茄 サ	青 削 白 赤 豆 千	澤 味 醬 龜 葛 油 冬	青 削 白 赤 豆 燕	青 削 白 赤 茄 豆
味 味 、	瓜 味 味 石	ノ	瓜 味 味	瓜 味 味
干 魚 噌 噌 子 ギ	漬 魚 噌 噌 腐 豆	庵 素 油 節 粉 揚 瓜	漬 魚 噌 噌 腐 菜	漬 魚 噌 噌 子 腐
一 一 二 五 四 〇 四 五 五 〇 〇	三 一 二 六 五 〇 四 五 五 〇 〇	三 〇 一 〇 〇 二 八 四 三 七 〇	三 一 二 六 五 〇 四 五 五 〇 〇	三 一 二 五 六 〇 四 五 五 〇 〇
燒 摺	ツ カ ン ト	井 殿	魚 煮	降 霜 鷄
青 白 酢 矢 イ	ソ 小 バ バ ト 甘 へ 豚	奈 砂 醬 味 鯉	奈 醬 サ 里 ス	味 水 嚙 生 青 若
瓜 砂 生 サ	1 麥 セ マ ラ ツ	良 漬 大	良 漬	淋 漬 鷄
ミ 糖 姜 キ	ス 粉 粉 リ ト ン ト 肉	根 糖 淋	瓜 油 ト 半 キ	瓜 油 姜 瓜 肉
四 二 一 二 六 〇 〇 五 本 〇	一 二 三 三 三 三 八 五 〇 〇 三 〇 〇 〇	二 一 一 一 八 五 五 八 八 〇	二 一 一 五 六 五 八 〇 〇 〇	二 五 一 三 九 五 〇 八 五 〇 〇
煮 ー レ カ 肉 牛	腐 豆 湯	へ 和 噌 味	煮 佃 鉢 蒲	込 煮 麵 素
甘 小 カ ン グ 人 馬 玉 牛	朝 淺 七 龜 生 豆	花 胡 砂 味 八 千 茄	白 酢 青 佃 蒲	澤 味 龜 櫻 推 燕 素
レ リ	草	樂 丁 石	瓜 口	ノ
麥 1 ン 冷	日 海	味	モ 煮 ヲ	
藍 粉 粉 ス 參 芋 葱 肉	漬 昔 味 節 姜 腐	京 麻 糖 淋 噌 豆 子	糖 ミ 鉢	庵 素 節 軟 茸 菜 麵
三 一 一 三 六 八 七 〇 五 二 五 五 〇 〇 〇	二 若 二 五 一 千 三 三 〇	二 二 一 二 六 八 五 二 〇 〇 五 〇 〇	一 一 四 三 七 〇 〇 〇 〇 〇	三 〇 一 二 一 〇 二 四 一 三 〇 四
	切 一 瓜 西			ヒ ー コ 冷



年次	性別		舊患	新患	計	全治略治	輕	快	不變增惡	死	後遺	患者延人員	平均一日現在患者
	男	女											
大正十一年(自四月至十二月)	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
大正十二年	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
大正十三年	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
大正十四年	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
大正十五年	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
昭和二年	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
昭和三年	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
昭和四年	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
昭和五年	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
昭和六年	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	10	10	10	10	20	20	20	20	20	20	20	20	20
平均一ケ年	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2

之ハ各年別ニ大體ノ動態ヲ見タノデアリマス名古屋市ノ肺結核死亡者ハ昭和六年間ニ於テ一千二百五十三人デアリマス當所死亡數ハ二百五十人デアリマスカラ約其ノ二割ニ相當致シマス、社會的ニ見テ入所者ハ多ク資力ノ乏シキ人々デアリマスカラ之等ノ人々ノ受ケル安心ト慰安トハ大ナルモノデアリマス、治癒輕

快者ノ感謝ト健康恢復者ノモタラス家族的社會的利益ノ大ナルコトハ申ス迄モアリマセン

(二) 各月患者動態表 (昭和六年)

月別區分	入所申込		收容	未收容	全治略治		輕	快	不變增惡	死
	男	女			退	所				
一月	32	32	33	10	1	1	3	6	15	
二月	25	37	28	5	1	1	2	3	13	
三月	37	37	33	7	1	1	1	2	19	
四月	39	39	30	15	1	1	1	3	22	
五月	54	54	42	18	1	1	8	3	28	
六月	51	51	52	1	1	1	4	6	27	
七月	43	43	38	11	1	1	2	7	27	
八月	47	47	45	13	1	1	4	7	25	
九月	50	50	40	15	1	1	3	4	27	
十月	48	48	44	17	1	1	2	7	22	
十一月	32	32	35	10	1	1	8	5	24	
十二月	39	39	31	16	1	1	5	6	22	
計	498	498	451	149	1	1	31	59	250	

之ニヨリ先ヅ各月入所申込數ガ今迄收容力以上ニ有ツタコトガ判リマス  
 轉歸ノ項ヲ見マスト治癒輕快ヲシテ退所スルモノガ多數アリマス、肺病ハ世人ノ恐ルル所デアリマシテ第  
 四表ニ示スガ如ク本所入所者ハ重症者多キヲ以テ治癒率ノ擧ラナイコトハ止ムヲ得ナイガ然シ斯ル中ニモ  
 治癒輕快者ノ相當ニ多數ニアルコトハ注目スベキコトデ今少シク早期治癒ガ行ハレタナラバ一層佳良ナル  
 成績ヲ作り得ルコトヲ示シテ居ルノデアリマス

(三) 年次別年齢別患者表

年齢別	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	大正十六年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	計
五歳以下	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
十歳以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十五歳以下	九	九	一〇	一〇	三	三	九	二	二	二	八
二十歳以下	四五	二九	五八	四四	五三	五八	八一	九五	一一	一一	一〇七
二十五歳以下	四八	五一	五九	四四	三七	五四	八一	八八	一一	一一	一〇八
三十歳以下	三一	四五	四八	四九	三九	四六	七五	七一	九六	一〇八	六五六
三十五歳以下	二三	一七	三三	一七	二六	二二	三六	五一	七一	七四	五一四
四十歳以下	一七	一三	一六	一三	一五	一四	一五	二六	三六	三五	二〇〇

年齢別	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	大正十六年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	計
四十五歳以下	六	一〇	一一	一三	四	七	一七	一三	二五	二〇	一二七
五十歳以下	七	八	三	一一	七	八	一〇	一一	一三	七	八七
五十五歳以下	二	三	六	一	五	一	六	八	九	九	五〇
六十歳以下	二	二	二	一	二	六	三	五	九	五	二七
六十一歳以上	一	一	一	一	一	二	四	四	六	一	一八
計	一九二	一八七	二五〇	二〇九	一九五	二二二	三二六	三四二	四四一	四五二	一、八〇四

二十歳前後ヨリ四十歳迄ノ壯年血氣ノ生産年齢ニ侵サル者ガ多イコトヲ示シテ居リマス  
 今ヤ日本ハ國事内外多難ニシテ青年ノ奮起ニ待ツコト多大ナルノ時ニ當リ斯クノ如ク結核ノ慘害ヲ被リツ  
 ツアルコトハ寒心ニ耐ヘナイ次第デアリマス

又四十一歳以上ノ高年者ガ一〇% (三百九人) ヲ超エルコトハ高齡者ノ結核患者ノ必シモ少クナイコトヲ  
 示シテ居リマス、高齡者ノ結核ハ進行遅ク良性デアアルガ一面治癒困難ニシテ一見治癒セルガ如ク見ユル者  
 モ永ク菌排泄者トシテ残り家族社會ノ結核蔓延ノ一根源ヲナスモノデアリマス、結核豫防上注意スベキコ  
 トデアリマシテ、斯ル人ハ常ニ咯痰ノ排泄物ノ消毒ニ心掛ク可キデアリマス、斯ル疑アル人ハ時々菌検査  
 ヲナスベキデアリマシテ療養所ハ何時ニテモ御希望ニ應ジマス。

(四) 入所患者期別表

症別	輕症		重症		未定期	合計
	男	女	男	女		
計	15	15	20	20	2	70
大正十四年	15	15	20	20	2	70
計	15	15	20	20	2	70
大正十五年	15	15	20	20	2	70
計	15	15	20	20	2	70
昭和二年	15	15	20	20	2	70
計	15	15	20	20	2	70
昭和三年	15	15	20	20	2	70
計	15	15	20	20	2	70
昭和四年	15	15	20	20	2	70
計	15	15	20	20	2	70
昭和五年	15	15	20	20	2	70
計	15	15	20	20	2	70
昭和六年	15	15	20	20	2	70
計	15	15	20	20	2	70

茲ニ重症末期ト云フハ大體世間デ云フ第二期以後ヲ指スノデアリマス、試ニビルクー氏「ツベルクリン」反應ヲ試験シマスト大多數(七〇%以上)ハ陰性デアリマス、現在ノ療養所ガ開放性結核ヲ收容スルトコロデアリマスカラ勢ヒ重症者ガ多ク集マルノハ止ムヲ得ナイガ然シコレニモ不拘治癒輕快者ガ開所以來七百四十三人ト云フ多數デアルコトハ「肺病ガ療養次第治ル」コトヲ事實物語ツタイマス

(五) 退所時病狀及在所期間表 (昭和六年)

期間	別性		全治	略治	輕	快	不變	増悪	死	亡	計
	男	女									
一ヶ月以内	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二ヶ月同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

期間	別性		全治	略治	輕	快	不變	増悪	死	亡	計
	男	女									
三ヶ月同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
四ヶ月同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
五ヶ月同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
六ヶ月同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
七ヶ月同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
八ヶ月同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
九ヶ月同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十ヶ月同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十一月同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十二月同	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二ヶ年以上	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三ヶ年以上	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1



職業別	年齡別		園藝造園	牧畜搾乳養食	陶磁器土器製造	金屬壓延業	鐵業	鋼索鎖等製造
	男	女						
以下十歲	1	1						
以下二十歲	1	1						
以下三十歲	1	1						
以下四十歲	1	1						
以下五十歲	1	1						
以下六十歲	1	1						
以上六十一歲	1	1						
計	7	7						
合計	7	7						

(十一) 職業別年齡別表 (昭和六年)

教育別	年齡別		義務教育了者	義務教育修了者	高等小學卒業者	中等學校以上	無學者
	男	女					
十一年正	59	59	89	28	5	1	192
十二年正	49	49	68	49	13	8	187
十三年正	32	32	102	67	35	4	250
十四年正	39	39	85	58	17	10	209
十五年正	36	36	66	61	22	10	195
昭和二年和	45	45	97	54	21	4	221
昭和三年和	32	32	163	81	34	6	316
昭和四年和	63	63	138	104	28	9	342
昭和五年和	58	58	220	105	35	23	441
昭和六年和	79	79	228	101	39	14	451
計	492	492	1246	708	249	109	2804

(十) 教育程度別患者表

年別	性別	愛知	岐阜	三重	鳥取	福山	廣島	山梨	高知	新潟	神川	群馬	熊本	奈良	島德	山富	媛愛	大阪	滋賀	靜岡	秋田	京都	東京	石川	井福	長野	島兒	道梅	朝鮮	計
昭和六年	男	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
昭和六年	女	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
昭和六年	計	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

(九) 患者原籍地別表 (昭和六年)

區別	性別	東區	四區	南區	中區	其他	合計
昭和六年	男	1	1	1	1	1	1
昭和六年	女	1	1	1	1	1	1
昭和六年	計	2	2	2	2	2	2





(三) 使用料別表

料別	大正十四年		大正十五年		昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
看護婦														
按摩鍼灸業														
彫刻家														
音楽家														
寫真業														
技藝稼業ニ關スル業														
日傭業														
其他ノ有業者														
家事使用人														
學世帯ニ在ル徒														
其ノ他ノ無業														
合計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
無料	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
料別	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(三) 年別一人平均在所月數表

食費納付	大正十四年		大正十五年		昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
合計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
普通有料	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
特別有料	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
依託者	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(四) 家庭消毒

大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
八三	一一六	九七	一一四	一二二	一一五	一三五	一二四	一二二	一一三

當所ハ昭和二年四月一日ヨリ入所患者ノ希望者ニ對シ無料ニテ家屋家具消毒ヲ行フコト致シマシタ尙次ノ如キ結核ノ消毒ト傳染豫防ノ方法ヲ入所申込ミ患者ニ配賦致シマシテ家庭ニ於ケル豫防消毒ヲ獎勵致シテ居リマス

結核ノ消毒ト傳染豫防ノ方法

病名ガ肺結核又ハ喉頭結核ノ場合ハ大要左記ニ依リ消毒及豫防方法ヲ必ず實行セネバナリマセン

消毒方法

三八

- 一、蒸氣消毒 密閉シ得ル鐘中ニ消毒物ヲ入レ之レニ蒸氣ヲ通ジ攝氏百度ニ達シテヨリ一時間以上之レヲ持續スルノデアリマスガ御家庭ニ於テハ「セイロ」蒸釜ヲ利用セラルル事ガ出來ルト思ヒマス
- 二、煮沸消毒 沸湯ニテ三十分以上煮沸スルノデアリマス
- 三、燒却消毒 火災ヲ以テ燒却スルノデアリマス
- 四、藥物消毒 藥品ノ作用ニヨリ消毒スルノデアリマシテ其ノ種類ハ澤山アリマスガ傳染病豫防法ニ依ル消毒方法中ノ主ナルモノヲ掲ゲマスレバ

(イ) 石炭酸水 (約三十三倍) 醫師ノ處方ニヨリ購買スルカ又ハ防疫用石炭酸水(藥店ニアリ)ヲ使用スベシ

(ロ) クレゾール水 (クレゾール石鹼六分水九十四分) 藥店ニアリ

(ハ) 昇汞水 (約千倍) 醫師ノ處方ニヨリ需ムベシ

(ニ) 生石灰 (少量ノ水ヲ灌ゲバ熱ヲ發シテ崩壊スルモノ) (藥店ニアリ)

(ホ) 生石灰末 (生石灰ニ少量ノ水ヲ灌ギ粉末トナシタルモノ)

(ヘ) 石灰乳 (生石灰一分ニ水九分ヲ加ヘ乳狀トナシタルモノ) 普通石灰ハ生石灰ヲ得ル能ハザル場合ニ限り代用トシテ其ノ倍量ヲ用フベシ

(ト) フォルマリン 氣密ニ閉鎖シ得ル函(三尺四方位ナレバ「フォルマリン」百瓦位(五勺位)ヲ皿ニ盛リテ發散セシムル裝置)(「フォルマリン」ヲ皿ニ盛リタル中ニ生石灰一塊ヲ投入スレバ能ク發散ス) トシ消毒物ト共ニ容レニ晝夜以上裝置スベシ、但シ書籍ハ頁ヲ開キテ立テ、布類ハ吊リ下ゲル等藥ノ接觸面ヲ擴クスルヲ肝要トス(「フォルマリン」ハ「醫師ノ處方ニヨリ需ムベシ」) 以上述ベマシタ消毒法ヲ家庭ニ應用スルニハ大略次ノ通りデアリマス

- (1) 居室ノ消毒 疊、建具、壁、器具類ハ昇汞水、石炭酸水、又ハ「クレゾール水」ニテ擦拭又ハ撒布スベシ但シ昇汞水ハ金屬製品ニハ用フベカラズ
- (2) 食器、藥瓶等 ハ煮沸消毒
- (3) 衣服、寢具類 ハ蒸汽消毒又ハ昇汞水、石炭酸水、「クレゾール」水ニ二時間以上浸漬スベシ
- (4) 書籍類 ハ「フォルマリン」消毒
- (5) 痰 痰 ハ「クレゾール」水、石炭酸水又ハ昇汞水ヲ入レタル痰壺ニ採リ一晝夜後便所ニ投棄スベシ
- (6) 便 壺 ハ石灰乳ヲ汚物量ノ四分ノ一以上投入攪拌スベシ
- (7) ポロ、紙屑、塵埃 等ハ燒却スベシ
- (8) 流場、下水溝等 ハ石灰乳ヲ攪拌又ハ投入スベシ

三九

(9) 手

指 ハ石鹼ニテ洗ヒ、昇汞水、石炭酸水、又ハ「クレゾール」水ニテ消毒スベシ

一、其ノ他日光消毒ノ應用 日光消毒ハ前記ノ諸消毒ト併用シテ一層消毒ノ完全ヲ謀ルニ有利ナルモノデアリマスカラ、努メテ實行スルヲ肝要トシマス。即チ患者及看護者ノ衣服、寢具、病室ノ疊ハ屢々日光ニ曝シ居室臺所ハ可成日光ノ射入ヲ好クシ通風ヲ謀リ常ニ乾燥状態ニ置ク事ガ豫防上最モ有利ト致シマス

一、無料消毒 當所へ入所セラレル方ニシテ家庭ノ消毒ヲ希望セラレル方へハ當所ヨリ出張シテ無料ヲ施行シ被服寢具類モ御持參ニナレバ蒸汽消毒ヲ無料ヲ致シマス

一、左記ニ於テハ結核ニ關スル消毒ヲ取扱ハレテ居リマスカラ御參考迄ニ

愛知結核豫防會事務所 名古屋市中區南久屋町一ノ一 名古屋市醫師會館内 電話中一四〇番

豫 防 方 法

一、唾痰ハ唾壺、布片又ハ便池其ノ他病毒傳播ノ危険ナキ場所ノ外略出セザルコト

二、唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便所ニ投棄シ唾痰ノ附着シタル布片ハ之ヲ消毒シ又ハ便所ニ投棄スルコト

三、セキ、クシヤミノ際ハ成ルベク布片ニテ口鼻ヲ覆フコト

四、患者ノ食器、手拭、寢具等ハ專用トシ衣服寢具ハ時々日光ニ曝スコト

五、患者ノ居住ハ採光、換氣ニ注意シ掃除ハ濕布ヲ以テ拭淨スル等塵埃ノ飛散ヲ防グコト

六、患者ノ常用シタル衣類、寢具、書籍其ノ他ノ物件ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメントスルトキハ消毒スルコト

七、患者居室又ハ住家ヲ轉シタルトキハ其ノ使用シタル居室又ハ住家ニシテ必要ト認ムル場所ヲ消毒スルコト

八、患者死亡シタルトキハ其ノ使用シタル居室、衣服、寢具、書籍其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルコト

以 上

尙消毒ニ關シテハ何時デモ御相談ニ應ジマスカラ御遠慮ナク御申込ミ下サイ

第 四 患者慰安及娛樂其ノ他

入所患者ノ慰安及娛樂方法ニ就テハ常ニ深甚ノ考慮ヲ拂ヒ患者ノ氣分ヲ善導シ克己自重ノカアル精神ヲ以テ合理的療法ニ專念セシムル様ニ努メテ居リマス之レガ爲メ時々講師ヲ聘シテ精神講話ヲ催シ平日ハ蓄音機、ラヂオ、雜誌、圖書、圍碁、圓球盤、樂器等ヲ備ヘ修養娛樂ノ一端トシテ居リマス

一、本年中ニ於テ實施シタル慰安會ハ左ノ通りデアリマス

二月九日 曲藝奇術萬歲 小川正雄一行

四月二十七日

萬歲手品講談

愛知結核豫防協會主催

六月六日

講談、物真似、舞踊

丹羽真山一行

九月二十三日

患者慰靈祭

八事同情會主催

十月二十三日

浪花節

東洋軒月右衛門一行

十二月二十九日

活動寫真及レコードノ會

司會者 片山彌三郎

二、患者慰安其ノ他ノ爲篤志寄贈ヲ辱フセル金品ハ次ノ如クデアリマシテ八事同情會ニテ受納セルモノデ

アリマス茲ニ録シテ患者一同ト共ニ深甚ナル謝意ヲ表シマス

アサヒクラブ

九六部

東京福滋會殿

主婦之友

二一〇部

主婦之友社殿

雑誌の礎

六〇部

愛知結核豫防會殿

雜誌權威

一部

富山昌德殿

アサヒクラブ始メ

四七部

服部某殿

新銘仙座蒲團(靈安室用)

五枚

堀井おう殿

百萬編數珠

一連

患者附添人一同殿

金四拾貳圓

圓

服部某殿

金壹圓

圓

加藤きぬ殿

三、八事同情會

結核事業後援ト患者想安ノ目的ヲ達スル爲メ昭和四年十月一日日本市政記念日ヲトシ本會ヲ設立シマシタガ日尙淺キニ不拘大方篤志家各位ノ同情ニヨリ多數患者ノ惠マレツ、アルコトハ誠ニ喜ビニ堪ヘヌ次第デアリマス大方諸氏ノ御同情ヲ御願ヒ致シマス

146  
268

終